

# いばらき労働基準

発行所 一般社団法人 茨城労働基準協会連合会  
 水戸市桜川 2-2-35 茨城県産業会館内  
 ☎ 029-225-8881  
<http://www.roukiren-ibaraki.or.jp>  
 発行人 橋本篤弘  
 制作 茨城弘報(株)  
 定価 一部 120円  
 (会員の購読料は会費の中に含む)

May 2020  
 VOL.622

5



新緑の竜神峡(常陸太田市)

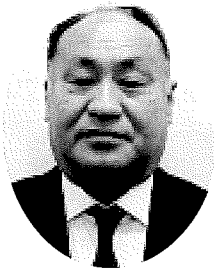
写真提供者：水戸市 水谷 啓一氏

## ●2020 5月号 CONTENTS●

着任のご挨拶 .....2  
 最低賃金に関する実態調査にご協力をお願いします .....3  
 未払賃金が請求できる期間などが延長されます .....4  
 新型コロナウイルスの感染拡大による緊急事態宣言に伴う  
 労働基準監督署、ハローワークの窓口体制の縮小について .....6  
 労働保険(労災保険・雇用保険・一般拠出金)の  
 年度更新について .....7  
 男女均等な採用選考ルールについて .....8  
 「茨城働き方改革推進支援センター」の専門家がアドバイス! .....9  
 みんなで防ごう! 熱中症 .....10

茨城労働基準協会連合会からのお知らせ .....12  
 全国安全週間準備打合せ会開催中止のお知らせ .....12  
 令和2年度第一種衛生管理者模擬試験及び解説講習会 .....13  
 6月1日施行 改正女性活躍推進法が変わります! .....13  
 令和元年 県内の労働災害発生状況 .....14  
 県内の労働災害発生状況速報 .....15  
 施行直前! 2020年6月1日より、  
 職場におけるハラスメント防止対策が強化されます .....15  
 講習会のご案内 .....16

# 着任のこあいさつ



茨城労働局長

小 奈 健 男

この度、3月31日付けをもちまして、茨城労働局長を拝命いたしました小奈健男です。

私は茨城県で勤務することは初めてですが、これまでに大洗の海水浴場、鹿島港など何度か訪れる機会があり、当県は日本3名園のひとつである偕楽園や、景勝地である袋田の滝や筑波山を有し、また、新鮮な魚介類、野菜や果物などが豊富に収穫され食が豊かであり、日々の生活や余暇に住みやすい環境にあると思っています。この茨城の地で、精一杯職務に励む所存でございますので、どうぞよろしく願いいたします。

さて、現在は新型コロナウイルス感染症の影響により多大なご負担をお掛けしているところではありますが、県内の雇用情勢は、求人倍率について高水準で推移しているものの、改善の動きには弱さがみられ、令和2年2月の新規求人数では前年同月比で3か月連続して減少となりました。

今後も同感染症の県内経済への影響については予断を許さない状況となっていることから、引き続き雇用調整助成金等の各種助成金をセーフティーネットとして、事業主や労働者の方々を全力で支援してまいりたいと考えております。

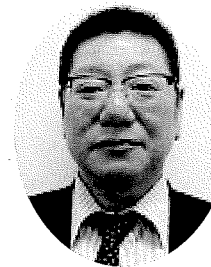
4月1日からは中小企業においても時間外労働時間の上限規制が適用されているところですが、昨年、県内の労働局及び労働基準監督署の総合労働相談コーナー等に寄せられた相談は、長時間労働、賃金不払、解雇等1万件を超えており、働き方改革関連法の定着に向けて、引続き長時間労働の是正と法定労働条件の履行確保等を図ってまいります。

県内の労働災害の発生状況ですが、令和元年の休業4日以上死傷者数は前年(平成30年)よりも減少

したものの、死亡者数は同数と横ばいになりました。令和4年度までの5か年が計画期間である第13次労働災害防止推進計画の目標達成のため、増加傾向のある業種等を重点対象として労働災害防止に取り組んでまいります。

茨城労働局では、すべての労働者が適正な労働条件の下で安心して働きやすい社会を実現し、長時間労働の是正や安全で健康に働くことができる職場づくり等働き方改革による労働環境を整備するため、各種施策に取り組んでいく所存ですので、皆様におかれては、引き続き、茨城労働局、労働基準監督署、ハローワーク及び雇用環境・均等室の業務につきまして、一層のお力添えを賜りますよう、お願い申し上げます。

最後になりましたが、一般社団法人茨城労働基準協会連合会、地区労働基準協会及び会員の皆様の益々のご発展を祈念いたしまして、着任の挨拶とさせていただきます。



茨城労働局総務部長

浦 橋 武

この度、4月1日付けをもちまして茨城労働局総務部長を拝命いたしました浦橋 武です。

茨城県での勤務は初めてとなりますが、この機会に茨城県についてしっかり学び、そして楽しみたいと思っております。何卒よろしくお願い申し上げます。

さて、令和2年度において茨城労働局では、働き方改革による労働環境の整備・生産性の向上を推進し、長時間労働の是正や安全で健康に働くことができる職場づくり、同一労働同一賃金など雇用形態に関わらない公正な待遇の確保、総合的なハラスメント対策の推進、高齢者や就職氷河期世代並びに女性等多様な人材の活躍促進と人材投資の強化などについて重点的に取り組むこととしております。

労働行政の推進、労働関係法令の普及にあたりましては、企業等への周知・広報が極めて重要であると考えており、特に貴連合会には日頃より多大なるご協力をいただいているところですが、本年度も変わらぬご協力のほどお願いいたします。

最後になりますが、一般社団法人茨城労働基準協会連合会、地区労働基準協会及び会員の皆様の益々のご発展を祈念いたしまして、着任のご挨拶とさせていただきます。



鹿嶋労働基準監督署長

中 村 剛

この度、4月1日付けをもちまして鹿嶋労働基準監督署長を拝命いたしました。どうぞよろしく申し上げます。

私は、平成30年4月から2年間独立行政法人労働者健康安全機構に出向し、茨城産業保健総合支援センターで労働者の健康管理やメンタルヘルス対策などの産業保健活動の支援に携わって参りました。2年間の経験を経て、産業保健活動を活性化させることは、メンタル面も含め、労働者の健康状態等に良い

影響を与え、ひいては災害発生件数を減少させることにつながっていく大事なテーマであるという思いを強くしたところです。

当署における令和元年の労働災害発生状況は全業種では休業4日以上死傷件数、死亡災害共に前年と比べ減少しました。一方、製造業においては機械によるはさまれ・巻き込まれによる死亡災害が2件発生し、休業4日以上死傷件数も前年に比べ増加しました。当署においてはこれまで蓄積してきたノウハウを生かしつつ、災害の傾向を踏まえたメリハリのある防止対策を進めていく所存です。

さて、国内においては、大都市を中心として新型コロナウイルスの感染が拡大し、当署管内においても患者が発生しております。会員事業場の皆様におかれましては今一度、職場内での咳エチケットや手洗い等の基本的な感染症対策やクラスター発生防止対策等の徹底をお願いします。また、感染拡大による急激な事業活動の縮小に至り雇用調整を検討せざるを得なくなった場合には、雇用調整助成金を最大限活用いただき雇用の維持に努めていただけますようお願いいたします。特例措置の要件緩和等により、通常よりも幅広く支給することが可能になっております。

最後に皆様のご健康と益々のご発展を祈念申し上げ、着任の挨拶といたします。

## 最低賃金に関する実態調査にご協力をお願いします ～「賃金改定状況調査」「最低賃金に関する基礎調査」～

厚生労働省では、毎年5月から6月にかけて、最低賃金に関する実態調査として「賃金改定状況調査」及び「最低賃金に関する基礎調査」を行っております。

最低賃金は、賃金の低廉な労働者の労働条件の改善を図るセーフティネットとして重要な役割を果たしています。

この調査は、総務大臣の承認を得て、毎年の最低賃金審議会における最低賃金の改定等の審議に資するよう、労働者の賃金の実態を把握するための調査です。

調査を実施するにあたっては、総務省経済センサス

調査結果を基に、無作為選定により抽出した事業所にご協力をお願いしております。

調査対象となりました事業主の皆様には、お手数となり大変恐縮ですが、この調査の趣旨、重要性をご理解いただき、調査にご協力くださいますようお願い申し上げます。

なお、ご記入いただいた内容は本調査の目的以外で使用することはありません。

ご不明な点につきましては下記までお問い合わせください。

茨城労働局賃金室 TEL 029-224-6216

事業主の皆さま、労働者の皆さま

2020年4月1日から

# 未払賃金が請求できる期間などが延長されます

労働基準法の一部改正

改正のポイント

2020年4月1日以降に  
支払われる賃金に適用されます

## 全ての労働者の皆さまが対象です

### 1 賃金請求権の消滅時効期間の延長

賃金請求権の消滅時効期間を5年(これまでは2年)に延長しつつ、当分の間はその期間が3年となります。

※退職金請求権(現行5年)などの消滅時効期間に変更はありません。

### 2 賃金台帳などの記録の保存期間の延長

賃金台帳などの記録の保存期間を5年に延長しつつ、当分の間はその期間が3年となります。

※併せて、記録の保存期間の起算日を明確化しました。

### 3 付加金の請求期間の延長

付加金を請求できる期間を5年(これまでは2年)に延長しつつ、当分の間はその期間が3年となります。

	改正前		改正後
賃金請求権の消滅時効期間	2年	→	5年(当分の間は3年)
記録の保存期間	3年	→	5年(当分の間は3年)
付加金の請求期間	2年	→	5年(当分の間は3年)

改正のポイントについて、次ページでさらに詳しくご説明しています。

ご不明な点やご質問がございましたら、事業所の所在地を管轄する茨城労働局または労働基準監督署にお尋ねください。

茨城労働局、労働基準監督署の所在地・電話番号等は、茨城労働局のホームページ(下記URLにアクセス)でご確認頂けます。

<https://jsite.mhlw.go.jp/ibaraki-roudoukyoku/>

## 1 賃金請求権の消滅時効期間の延長

2020年4月1日以降に支払期日が到来する全ての労働者の賃金請求権についての消滅時効期間を賃金支払期日から5年(これまでは2年)に延長しつつ、**当分の間はその期間は3年**となります。なお、退職金請求権(現行5年)などの消滅時効期間などに変更はありません。

### ○時効期間延長の対象となるもの

金品の返還(労基法23条、賃金の請求に限る)

賃金の支払(労基法24条) 非常時払(労基法25条)

休業手当(労基法26条) 出来高払制の保障給(労基法27条)

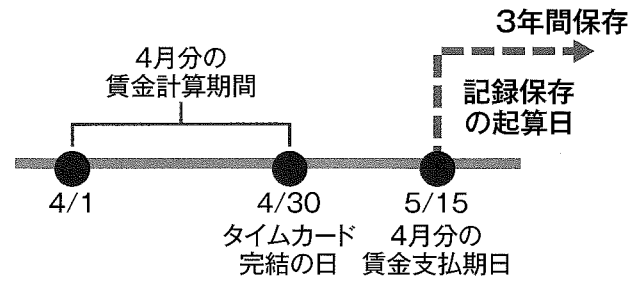
時間外・休日労働等に対する割増賃金(労基法37条)

年次有給休暇中の賃金(労基法39条9項) 未成年者の賃金(労基法59条)

## 2 賃金台帳などの記録の保存期間の延長

事業者が保存すべき賃金台帳などの記録の保存期間について、5年に延長しつつ、**当分の間はその期間は3年**となります。

また、②⑥⑦⑧の記録に関する賃金の支払期日が記録の完結の日などより遅い場合には、当該支払期日が記録の保存期間の起算日となることを明確化しました。



### ○保存期間延長の対象となるもの

①労働者名簿

②賃金台帳

③雇入れに関する書類…雇入決定関係書類、契約書、労働条件通知書、履歴書など

④解雇に関する書類…解雇決定関係書類、予告手当または退職手当の領収書など

⑤災害補償に関する書類…診断書、補償の支払、領収関係書類など

⑥賃金に関する書類…賃金決定関係書類、昇給減給関係書類など

⑦その他の労働関係に関する重要な書類…出勤簿、タイムカードなどの記録、労使協定の協定書、各種許認可書、始業・終業時刻など労働時間の記録に関する書類、退職関係書類など

⑧労働基準法施行規則・労働時間等設定改善法施行規則で保存期間が定められている記録(※起算日の明確化を行う記録は、このうち賃金の支払いに係るものに限ります。)

「働き方改革推進支援助成金」で、記録の電子データ化等に取り組む企業を支援します。



## 3 付加金の請求期間の延長

2020年4月1日以降に、割増賃金等の支払がされなかったなどの違反があった場合、付加金※を請求できる期間を5年(これまでは2年)に延長しつつ、**当分の間はその期間は3年**となります。

### ○付加金制度の対象となるもの

…解雇予告手当(労基法20条1項) 休業手当(労基法26条)

割増賃金(労基法37条) 年次有給休暇中の賃金(労基法39条9項)

※付加金とは、裁判所が、労働者の請求により、事業主に対して未払賃金に加えて支払を命じることができるもの

事業主の皆さま、労働者の皆さま



## 新型コロナウイルスの感染拡大による緊急事態宣言に伴う 労働基準監督署、ハローワークの窓口体制の縮小について

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が4月7日に7都府県に発令され、4月16日には茨城県を含む他の40道府県にも発令されました。

茨城労働局では、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、労働局及び県内の労働基準監督署、ハローワークにおける機能を維持しながら、職員の交代制勤務の実施などにより一部業務を縮小し、利用者間、職員間の感染防止を図ることとしています。

手続き、ご相談、電話対応等に時間がかかる場合があります、ご迷惑をお掛けしますが、利用者の皆様におかれましては、感染拡大防止のための取組に、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、外出自粛の要請を踏まえ、感染拡大防止の観点から、利用者の皆様にはご来庁いただくことなく、電話による労働相談、電子申請・郵送での各種届出・申請、インターネットを通じた情報収集が可能ですので、積極的な活用をお願いします。

### 1 対象期間

令和2年5月6日まで(延長の場合あり)

### 2 来庁いただくことなく手続等が可能なもの

#### (1) 電話による相談等が可能な主なもの

- ・新型コロナウイルス感染症の影響による労働相談
- ・解雇、雇止め、配置転換、賃金の引下げなどのあらゆる分野の労働相談
- ・ハローワークによる職業紹介 など

#### (2) 電子申請や郵送による届出・申請などが可能な主な手続

- ・労働基準法に基づく36協定や就業規則の届出 など
- ・労働安全衛生法に基づく労働者死傷病報告 など
- ・雇用保険法に基づく雇用保険被保険者の資格取得や資格喪失に関する届け出 など

- ・ハローワークへの求人申し込み

- ・労働者派遣事業および職業紹介事業の許可の申請 など

#### (3) 郵送による届出・申請が可能な主な手続

- ・ハローワークや雇用環境・均等室における各種助成金の申請 など

#### (4) インターネットによる情報収集が可能な主なもの

- ・ハローワークインターネットサービスによる求人情報
- ・労働者の労働条件、安全や衛生に関する各種情報、FAQ
- ・茨城労働局・労働基準監督署・ハローワークの相談窓口
- ・その他、労働基準監督署の所在地、電話番号、雇用調整助成金等の申請手続きなどについては、茨城労働局のホームページからご確認いただけます。

- ・茨城労働局のホームページ  
<https://jsite.mhlw.go.jp/ibaraki-roudoukyoku/>
- ・茨城労働局内の労働基準監督署の所在地、電話番号等  
<https://jsite.mhlw.go.jp/ibaraki-roudoukyoku/kantoku/kantoku.html>
- ・茨城労働局内のハローワークの所在地、電話番号等  
<https://jsite.mhlw.go.jp/ibaraki-roudoukyoku/hw/hwork.html>
- ・労働基準法等の規定に基づく届出等の電子申請について (厚生労働省HP)  
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000184033.html>
- ・リーフレット「生活を支えるための支援のご案内」(厚生労働省HP)  
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000622924.pdf>

# 労働保険(労災保険・雇用保険・一般拠出金)の 年度更新について

事業主の方は、新年度の概算保険料を納付するための申告・納付と前年度の保険料を精算するための確定保険料の申告・納付の手続きが必要です。これが「年度更新」の手続きです。

この年度更新の手続きは、毎年6月1日から7月10日までの間に行ってください。

手続きが遅れますと、政府が労働保険料・一般拠出金の額を決定し、さらに追徴金(納付すべき労働保険料・一般拠出金の10%)を課すことがあります。

労働保険料は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間を単位とし、その間ですべての労働者(雇用保険については、被保険者)に支払われる賃金の総額に、その事業の種類ごとに定められた保険料率を乗じて算定します。

なお、令和2年度の労災保険率、雇用保険率及び一般拠出金率については令和元年度と同率です。

## 安心して働きたい!



令和  
2年度

申告と納付はお早めに

## 労働保険の年度更新

〈労災保険・雇用保険〉

6/1(月) ▶ 7/10(金)

●年度更新申告書は5月末頃に送付する予定です。●口座振替による納付が便利です。  
●電子申請は時間帯を問わず、いつでも申請が可能です。是非ご利用ください。

厚生労働省 年度更新お知らせページ 年度更新 お知らせ 検索

厚生労働省

厚生労働省・経済産業省・国土交通省・農林水産省・環境省・国土交通省・労働政策研究・公共職業安定所  
(一社)全国労働保険事務組合連合会・全国社会保険労務士会連合会

厚生労働省ホームページ  
www.mhlw.go.jp

### 【申告期間】

令和2年6月1日(月)から7月10日(金)まで

労働保険年度更新申告書は、5月末日までに事業場に届くように発送を予定しています。

### 【受理相談会】

7月8日から7月10日において、県内各地で受理相談会を実施しておりますので、ご利用ください。

日程や会場については、茨城労働局総務部労働保険徴収室または最寄りの労働基準監督署までお問い合わせください。

### 【提出先】

作成された年度更新申告書は、茨城労働局総務部労働保険徴収室、労働基準監督署または社会保険・労働保険徴収事務センター(年金事務所内)へ提出してください。

同時納付する場合には、銀行や郵便局へ申告書と納付書を切り離さずに提出してください。また、電子申請による申告も可能ですので、ご利用ください。

### 【年度更新業務の一部外部委託】

年度更新業務のうち、年度更新申告書の審査及び申告書未提出に対する確認等業務の一部を、民間事業者へ委託しております。提出いただいた年度更新申告書の記載内容等を確認する必要がある場合は、民間事業者から電話連絡がありますので、ご承知おきください。ご理解とご協力をお願いいたします。

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、電子申請または郵送の積極的な活用をお願いいたします。

不明な点は、下記までお問い合わせください。

茨城労働局総務部労働保険徴収室 TEL.029-224-6213 FAX 029-224-6258

# 男女均等な採用選考ルールについて

## 企業において募集・採用に携わるすべての方へ

男女雇用機会均等法(以下「均等法」)は、労働者の募集及び採用に係る性別を理由とする差別を禁止し、男女均等な取扱いを求めています。

また、業務上の必要性など、合理的な理由がない場合に、募集・採用において労働者の身長・体重・体力を要件とすること、労働者の募集・採用、昇進、職種の変更をする際に、転居を伴う転勤に応じることを要件とすることは、**間接差別**として禁止されていますのでご注意ください。

### 性別を理由とする差別

- ①募集・採用の対象から男女のいずれかを排除すること。
- ②募集・採用の条件を男女で異なるものとする。
- ③採用選考において、能力・資質の有無等を判断する方法や基準について男女で異なる取扱いをすること。
- ④募集・採用に当たって男女のいずれかを優先すること。
- ⑤求人内容の説明等情報の提供について、男女で異なる取扱いをすること。

**違法**



合理的な理由がない場合  
**違法**



### 間接差別

- ①募集・採用に当たって、労働者の身長、体重または体力を要件とすること。
- ②労働者の募集・採用に当たって、転居を伴う転勤に応じることができることを要件とすること。

### 例えばこのような募集・採用は違法です!

#### 【募集の段階で】

今年は10名新規採用する予定の中、男性を多く採りたいので、男性7名、女性3名を採用する。

#### 【選考の段階で】

男女の構成比を考慮して、男性(女性)の選考基準を女性(男性)よりも厳しくする。

### 認定制度を活用して企業の魅力度アップを目指しませんか?

認定制度は、法律に定める一定の要件を満たせば、業種等に関わらず申請することができます。認定の証であるマークを、求人票などに付し、厚生労働大臣等から認定を受けたことを対外的にPRすることで、企業のイメージアップや優秀な従業員の確保・定着などにつなげることが期待できます。



労働者に対する性別を理由とする差別の禁止等に関する規定に定める事項に関し、事業主が適切に対処するための指針  
<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000209450.pdf>

お問い合わせは、茨城労働局 雇用環境・均等室へ(029-277-8295)



中小企業事業主の皆様!

働き方改革関連法への対応に向けて

## 「茨城働き方改革推進支援センター」の専門家がアドバイス!

～「働き方改革」は、企業の魅力アップ・優秀な人材確保につながります!～

2019年4月から、働き方改革関連法が施行され、時間外労働の上限規制※、年次有給休暇の年5日取得義務化などがスタートしています。また、2020年4月※からは、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の不合理な待遇差が禁止されました。

※中小企業については、時間外労働の上限規制は2020年4月から、不合理な待遇差の禁止は2021年4月から適用されます。

これらの働き方改革関連法の施行に対応することに加えて、多様な働き方が出来る職場を目指す取り組みを進め、

## 働き方改革

- 長時間労働の是正、年次有給休暇の取得促進
- ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)
- 育児・介護と仕事の両立、女性の活躍推進 など

が実現すれば、生産性向上や離職率低減など **企業の魅力アップ・優秀な人材確保**につながります。

中小企業・小規模事業者等が、働き方改革関連法の施行に対応するほか、『働き方改革』の意義を十分に理解し前向きに取り組むことができるよう、令和元年度に引き続き、「茨城働き方改革推進支援センター」が設置されました。(働き方改革推進支援センターは47都道府県のそれぞれに設置される予定です。)

「茨城働き方改革推進支援センター」では、長時間労働の是正、同一労働同一賃金の実現、生産性向上による賃金引上げ、人手不足の緩和などの労務管理に関する課題に対応するため、就業規則や賃金制度等の見直し方などについて、専門家によるアドバイスをを行います。

働き方改革についての **ご相談** なら何でも結構です。

次の相談方法によりお気軽にご利用ください。

- ①電話 ②来所 ③メール(HP内の相談フォームから)

**利用無料!**



働き方改革についての勉強会・研修会への講師派遣、各種助成金の活用方法等に関する **セミナー、個別相談会** の実施も行っております。

労務管理の専門家が事業所への **個別訪問** などにより、36協定届・就業規則作成ツールや業種別同一労働同一賃金マニュアル等を活用したコンサルティングも実施しています。

<お問合せ・お申込先>

## 茨城働き方改革推進支援センター

フリーダイヤル **0120-971-728** (平日9:00~17:00)

<https://task-work.com/ibaraki/>

〒310-0011 水戸市三の丸2-2-27 リバティ三の丸2F

茨城労働局 雇用環境・均等室

TEL **029-277-8295** (平日8:30~17:15)

〒310-8511 水戸市宮町1-8-31 茨城労働総合庁舎6階

熱中症予防その

1

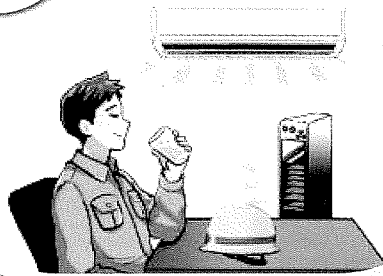
水分・塩分は  
こまめに補給!



熱中症予防その

2

涼しい  
ところで休憩!



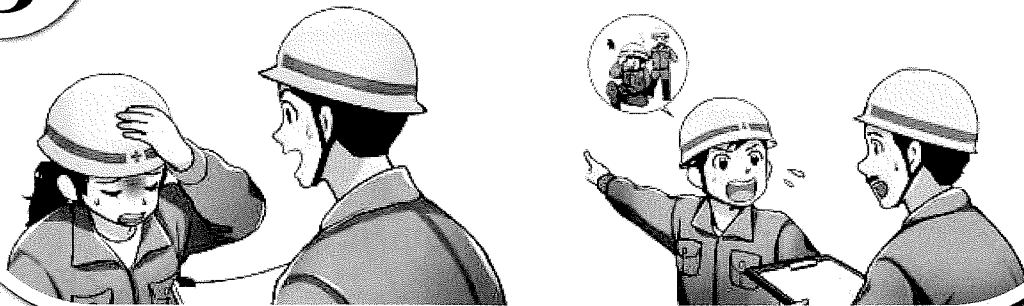
# みんなを防ごう! 熱中症

いつでもどこでもだれでも、条件次第でかかりやすいのが熱中症。特に労働をしているときなどは発症しやすく、症状が深刻なときは命の危険にさらされることもあります。正しい知識と適切な予防法があれば、未然に防ぐこともできるので、熱中症にかかる前からきちんと対策をして、暑い夏を乗り切りましょう。

熱中症予防その

3

「おかしいな?」と思ったらすぐ報告!



ひと、くらし、みらいのために  
厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

茨城労働局 各労働基準監督署

# 熱中症が発生! その時どうする?



## WBGT値を活用しよう!

WBGT値は「暑さ指数」ともいって、熱中症のリスクが判断できます。気温だけでなく、湿度や太陽から反射した熱(輻射熱)も考慮した値です。

### WBGT値のリスク区分(例)

注意	警戒	嚴重警戒	危険
25℃未満	25~28℃	29~31℃	31℃以上

WBGT値の状況と対応は、環境省熱中症予防指針(PDF)をご覧ください。作業開始前チェックリストあり

## 熱中症予防

- ①日頃からウォーキングなど軽い運動を行い、身体を暑さに慣らしておこう!
- ②作業中は、小まめに水分・塩分を摂ったり冷たいもので手足を冷やしたりしよう!



茨城県内の職場における熱中症による死傷者数(休業4日以上)は、平成22年以降、過去10年間で176人発生し、平成26年の30人が最も多く、業種別では、製造業と建設業の2業種で全体の半数を占めています。

なお、この間の死亡災害は、9人発生しています。月別では、7月から8月までに多発し、特に梅雨明け直後の暑さに慣れるまでの間は、十分に休憩を取りながら徐々に身体を慣らす(熱への順化)とともに、その後の暑さ指数に応じて、作業の中断、短縮などにより熱中症を予防しましょう。

# 茨城労働基準協会 連合会からのお知らせ

ご迷惑をおかけします。

5月1日より茨城労働基準協会連合会の窓口業務を縮小し、対面業務を停止します。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、政府及び茨城県からの外出自粛要請等を受けて、茨城労働基準協会連合会事務局の事務処理体制を縮小させていただきます。

また、感染症予防の観点から窓口での対面業務を当分の間停止させていただきます。

具体的に停止する業務は以下のとおりです。

## 1 事務局窓口で行う技能講習等修了証の再発行業務

当分の間、技能講習等修了証の再発行につきましては、事務局窓口での取り扱いを停止します。郵送申請は業務を継続しております。郵送での申請方法等については、当連合会のホームページをご覧ください。ご確認ください事務局にお問い合わせ下さい。

## 2 免許試験受験申請書の配布業務

免許試験受験申請書は、受付窓口の外にラックを設けています。ご自由にお持ち帰りいただけます。また、ご要望があれば郵送させていただきます。(送料は有料となります。)

## 3 各種お問い合わせへの対応業務

労働安全衛生法(資格等への問い合わせを含む)・労働基準法等についての各種お問い合わせ・ご相談については、電話又はメールで対応させていただきます。

その他の窓口業務の対応方法等につきましては、個別にお問い合わせ下さい。

ご不便をおかけしますが、なにとぞご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

# 全国安全週間準備打合せ会 開催中止のお知らせ

全国安全週間に向けて各地区労働基準協会が、県内各地域で6月に開催をしております「全国安全週間準備打合せ会」は、新型コロナウイルス感染症の感染状況に鑑み、全ての地域で、本年度の開催を中止いたします。

なお、全国安全週間実施要綱、安全週間用品等の取り扱いにつきましては、各地区労働基準協会にお問い合わせ下さい。

# 令和2年度第一種衛生管理者模擬試験及び解説講習会

主催：一般社団法人 茨城労働基準協会連合会

令和2年9月5日(土)に水戸市(会場茨城大学)で行われる第一種衛生管理者免許試験(安全衛生技術試験協会出張特別試験)を受験される方を対象として下記の日程で直前対策講習会を開催します。

当連合会が開催している衛生管理者免許試験受験準備講習会の講師を長年務めている経験豊富な講師が模擬試験や出題傾向、重点項目について解りやすく解説する講習会です。

記

1. 講習会名：第一種衛生管理者模擬試験及び解説講習会
2. 開催日時：令和2年8月3日(月) 8時50分～17時00分
3. 会場：(一社)茨城労働基準協会連合会 中央安全衛生教育センター  
(水戸市渋井町263-1 国道51号谷田町交差点北側、駐車場有り)
4. 受講料：7,700円(税込)  
但し、令和元年6月から令和2年7月までの間、当連合会開催の受験準備講習会を受講した方・申込み済みの方は、4,950円(税込)。
5. 定員：50名(定員になり次第締め切らせて頂きます)
6. 受講申込み手続き  
受講申込書に必要事項をご記入の上、受講料(現金)を添えて当連合会に直接持参するか、又は郵送にて令和2年7月27日(月)(申込期限)までにお申込み下さい。  
受講料を振込む場合は、令和2年7月28日(火)(申込期限の翌日)までに常陽銀行本店営業部(普通預金 No.870031)、口座名義人(一社)茨城労働基準協会連合会)にお振込み下さい。  
申込み期限後の取り消しについては、受講料はお返しできませんのでご了承ください。  
なお、新型コロナウイルス感染症対策などにより予定が変わる場合がありますので、ご理解ご協力をお願いいたします。

## 6月1日施行 改正女性活躍推進法が変わります!

▶2020年6月1日以降は、常時雇用する労働者数301人以上の事業主は、女性の活躍に関する情報公表についても、以下の①と②の区分から、それぞれ1項目以上選択して2項目以上情報公表する必要があります。

①女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供	②職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備
<ul style="list-style-type: none"> <li>・採用した労働者に占める女性労働者の割合(区)</li> <li>・男女別の採用における競争倍率(区)</li> <li>・労働者に占める女性労働者の割合(区)(派)</li> <li>・係長級にある者に占める女性労働者の割合</li> <li>・管理職に占める女性労働者の割合</li> <li>・役員に占める女性の割合</li> <li>・男女別の職種又は雇用形態の転換実績(区)(派)</li> <li>・男女別の再雇用又は中途採用の実績</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女の平均継続勤務年数の差異</li> <li>・10事業年度前及びその前後の事業年度に採用された労働者の男女別の継続雇用割合</li> <li>・男女別の育児休業取得率(区)</li> <li>・労働者の一月当たりの平均残業時間</li> <li>・労働者の一月当たりの平均残業時間(区)(派)</li> <li>・有給休暇取得率</li> <li>・有給休暇取得率(区)</li> </ul>

※「(区)」の表示のある項目は、雇用管理区分ごとに公表を行う必要があります。

※「(派)」の表示のある項目は、労働者派遣の役務の提供を受ける場合には、派遣労働者を含めて公表を行う必要があります。

●併せて、上記の項目とは別に、以下の項目についても、女性活躍推進法に基づく公表が可能となります。

- ・女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に資する社内制度の概要
- ・労働者の職業生活と家庭生活の両立に資する社内制度の概要

お問い合わせ先



茨城労働局雇用環境・均等室

TEL 029-277-8295 / FAX 029-224-6265

◆法改正の詳細は、厚生労働省HPもご参照ください

女性活躍推進法特集ページ

検索

# 令和元年 県内の労働災害発生状況

## ～死傷災害は前年比4.9%減少～

茨城労働局労働基準部健康安全課

茨城労働局では、県内における令和元年の労働災害発生状況を以下のとおり取りまとめました。

この結果、昨年1年間の休業4日以上之死傷者数は、2,966人(前年比-154人、-4.9%)となり、長期的にみれば、昭和53年の5,389人をピークに着実に減少していますが、ここ数年は増減を繰り返しています。

業種別にみると、最も死傷者が多いのは製造業で884人(全体の29.8%)、次いで商業407人(同13.7%)、運輸交通業357人(同12.0%)、建設業296人(同10.0%)の順となっています。

また、事故の型別でみると、製造業では「はさまれ・巻き込まれ」が228人(25.8%)で最も多く、次いで「転倒」が159人(18.0%)、建設業では「墜落・転落」98人(33.2%)、「はさまれ・巻き込まれ」48人(16.2%)、運輸交通業では「墜落・転落」が124人(34.7%)、商業では「転倒」106人(26.0%)となっています。

このため、製造業、建設業、運輸交通業、商業等では「墜落・転落」、「はさまれ・巻き込まれ」、「転倒」が多く発生しており、重要な課題となっています。

一方、死亡災害は前年と同数の24人となり、業種別内訳は、製造業11人(全体の45.8%)、建設業8人(同33.3%)の順となっています。

死亡災害を事故の型別でみると、「墜落・転落」「はさまれ・巻き込まれ」がそれぞれ6人(全体の25.0%)、「飛来・落下」が3人(同12.5%)の順となっています。

このような状況を踏まえ、令和2年度は茨城労働局第13次労働災害防止推進計画の中間年度に当たり、同推進計画に基づき、労働災害の多発業種を中心とした災害防止対策を推進するとともに、昨年死亡災害が激増した製造業における「はさまれ・巻き込まれ」の防止、高年齢労働者に対する労働災害の防止、外国人労働者に対し労働者が内容を確実に理解できる方法による安全衛生教育の実施についても、重点として推進することとしています。

各事業場におかれましては、必ず作業前にリスクアセスメントを実施する等により、事前対策を充実させ、関係者が一丸となった労働災害防止のための取組を強化するようお願いいたします。

### 令和元年の県内の労働災害発生状況

業種	区分	平成30年 (1月～12月)		令和元年 (1月～12月)		対前年比	
		死傷者数(人)	構成比(%)	死傷者数(人)	構成比(%)	増減数	増減率(%)
製造業		894 (3)	28.7	884 (11)	29.8	-10	-1.1
鉱業		7 (1)	0.2	6	0.2	-1	-14.3
建設業		330 (10)	10.6	296 (8)	10.0	-34	-10.3
運輸交通業		400 (4)	12.8	357 (2)	12.0	-43	-10.8
貨物取扱業		39 (1)	1.3	44	1.5	5	12.8
農林業		46	1.5	46	1.6	0	0.0
畜産・水産業		131	4.2	136	4.6	5	3.8
商業		415 (3)	13.3	407 (2)	13.7	-8	-1.9
金融・広告業		27	0.9	20	0.7	-7	-25.9
通信業		92	2.9	64	2.2	-28	-30.4
教育研究業		36	1.2	44	1.5	8	22.2
保健衛生業		254	8.1	232	7.8	-22	-8.7
接客娯楽業		220 (1)	7.1	201 (1)	6.8	-19	-8.6
清掃・と畜業		108 (1)	3.5	120	4.0	12	11.1
その他		121	3.7	109	3.6	-12	-9.9
全産業(合計)		3,120 (24)	100.0	2,966 (24)	100.0	-154	-4.9

( )内は死亡者数で内数

## 県内の労働災害発生状況速報（令和2年3月末現在）

業種別		令和2年		前年同期	
計		( 3 )	505	( 4 )	492
製造業		( 0 )	147	( 2 )	139
鉱業		( 0 )	2	( 0 )	2
建設業		( 1 )	67	( 0 )	52
内 訳	土木	( 1 )	15	( 0 )	7
	建築	( 0 )	30	( 0 )	35
	その他	( 0 )	22	( 0 )	10
運輸交通業		( 0 )	77	( 2 )	67
貨物取扱業		( 1 )	7	( 0 )	3
農林業		( 0 )	7	( 0 )	10
畜産水産業		( 0 )	25	( 0 )	22
商業		( 0 )	67	( 0 )	69
その他		( 1 )	106	( 0 )	128

(注) ( )内は、死亡者で内数

## 施行直前! 2020年(令和2年)6月1日より、 職場におけるハラスメント防止対策が強化されます!

### 【新規】労働施策総合推進法第30条の2に基づく職場における「パワーハラスメント」

※中小事業主は、2022年(令和4年)4月1日から義務化

### 【強化】男女雇用機会均等法第11条及び第11条の2に基づく「セクシュアルハラスメント」 及び「妊娠・出産等ハラスメント」【強化】

### 【強化】育児・介護休業法第25条に基づく「育児休業・介護休業等ハラスメント」

事業主は、事業所の状況や規模を問わず、  
ハラスメント対策として  
以下の措置を必ず講じなければなりません

1. 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発
2. 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
3. 職場におけるハラスメントに係る事後の迅速かつ適切な対応
4. そのほか併せて講ずべき措置

対策の対象となる「労働者」とは、  
具体的には誰を指しますか?

正規雇用労働者だけでなく、パートタイム労働者、契約社員等いわゆる非正規雇用労働者を含む事業主が雇用する労働者全てを指します。

派遣労働者も含み、派遣労働者については、派遣元事業主だけでなく、派遣先事業主にも雇用管理上の措置義務が生じます。また、派遣先事業主も派遣労働者が相談等を行ったことを理由として労働者派遣の役務の提供を拒む等不利益な取扱いを行ってはいけません。

お問い合わせ先

茨城労働局 雇用環境・均等室

受付時間8時30分～17時15分(土・日・祝日・年末年始を除く)

# 講習会のご案内(令和2年5月中旬~6月)

## 講習の種類

開催日	開催場所	申込先
-----	------	-----

### 技能講習

#### 有機溶剤作業主任者

5/28~29	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
6/11~12	中央安全衛生教育センター(水戸市)	連合会
6/18~19	ポリテクセンター茨城(常総市)	常総協会
6/24~25	平成館 (古河市)	古河協会

#### 乾燥設備作業主任者

6/15~17	中央安全衛生教育センター(水戸市)	連合会
---------	-------------------	-----

#### 鉛作業主任者

6/29~30	中央安全衛生教育センター(水戸市)	連合会
---------	-------------------	-----

#### ガス溶接

5/23~24	平成館 (古河市)	古河協会・筑西協会
6/10~11	常陸太田市商工会館(常陸太田市)	太田協会
6/11~12	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
6/25~26	(一社)龍ヶ崎労働基準協会(龍ヶ崎市)	龍ヶ崎協会・常総協会

#### 玉掛け

5/28~29/6/1	中央安全衛生教育センター(水戸市)	水戸協会
6/5~6/7	NC東日本コンクリート工業(株)(筑西市)	筑西協会
6/19~20/21	コスモスプラザ (古河市)	古河協会

#### プレス機械作業主任者

6/6~7	平成館 (古河市)	古河協会・筑西協会
-------	-----------	-----------

#### フォークリフト運転(学科)

6/1	(一社)龍ヶ崎労働基準協会(龍ヶ崎市)	龍ヶ崎協会
6/2	中央安全衛生教育センター(水戸市)	連合会・水戸協会
6/2	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦協会
6/2	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
6/4	ポリテクセンター茨城(常総市)	常総協会
6/5	平成館 (古河市)	古河協会
6/10	日立商工会議所会館 (日立市)	日立協会
6/13	NC東日本コンクリート工業(株)(筑西市)	筑西協会
6/27	平成館 (古河市)	古河協会
6/29	(一社)龍ヶ崎労働基準協会(龍ヶ崎市)	龍ヶ崎協会

#### 床上操作式クレーン運転

6/25~26/27	中央安全衛生教育センター(水戸市)	水戸協会
------------	-------------------	------

#### 小型移動式クレーン運転

6/22~23/24	中央安全衛生教育センター(水戸市)	連合会
------------	-------------------	-----

#### 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者

6/3~4	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
-------	----------------	------

### 特別教育・その他の講習

#### 研削と石の取替え等の業務(自由研削)

6/26	ポリテクセンター茨城(常総市)	常総協会・龍ヶ崎協会
------	-----------------	------------

#### アーク溶接等の業務

5/26~27	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
5/30~31	平成館 (古河市)	古河協会
6/24~25	常陸太田市商工会館(常陸太田市)	太田協会

#### 電気取扱業務(低圧)

6/18~19	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦協会
---------	---------------	------

#### 電気取扱業務(高圧)

6/4~5	中央安全衛生教育センター(水戸市)	水戸協会
-------	-------------------	------

#### クレーン運転の業務(5トン未満)

5/20~21	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
6/12~13	ポリテクセンター茨城(常総市)	常総協会
6/26~27	茨城県トラック協会県西地区研修会館(筑西市)	筑西協会

#### 特定粉じん作業

6/30	日立商工会議所会館 (日立市)	日立協会
------	-----------------	------

#### フォークリフト運転従事者安全衛生教育

6/8	中央安全衛生教育センター(水戸市)	連合会
-----	-------------------	-----

#### 職長教育

5/14~15	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
6/16~17	茨城県トラック協会県西地区研修会館(筑西市)	筑西協会
6/16~17	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
6/18~19	中央安全衛生教育センター(水戸市)	水戸協会
6/18~19	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
6/23~24	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦協会

#### 職長・安全衛生責任者教育

6/18~19	(一社)龍ヶ崎労働基準協会(龍ヶ崎市)	龍ヶ崎協会
---------	---------------------	-------

#### 安全管理者選任時研修

6/9~10	中央安全衛生教育センター(水戸市)	連合会
--------	-------------------	-----

6/13	平成館 (古河市)	古河協会
------	-----------	------

#### リスクアセスメントリーダー養成研修

6/28	平成館 (古河市)	古河協会
------	-----------	------

#### ゼロ災研修会

6/29	ポリテクセンター茨城(常総市)	常総協会
------	-----------------	------

#### 衛生推進者講習

6/3	中央安全衛生教育センター(水戸市)	連合会
-----	-------------------	-----

#### 化学物質管理者養成研修

6/1	中央安全衛生教育センター(水戸市)	連合会
-----	-------------------	-----

#### フルハーネス型墜落制止用器具特別教育

6/6	中央安全衛生教育センター(水戸市)	連合会
-----	-------------------	-----

6/30	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
------	----------------	------

◎新型コロナウイルス感染症対策などにより予定が変わる場合がありますので、ご理解ご協力をお願いいたします。

詳細については、当連合会ホームページ、または申込先の協会にお問い合わせ下さい。

連合会	☎ 029-225-8881	FAX.029-227-4507
水戸	☎ 029-233-6622	FAX.029-233-6626
日立	☎ 0294-23-3431	FAX.0294-23-3461
土浦	☎ 029-824-0324	FAX.029-824-0325
筑西	☎ 0296-24-2796	FAX.0296-24-9303
古河	☎ 0280-31-4176	FAX.0280-32-6116
太田	☎ 0294-72-3489	FAX.0294-73-2716
常総	☎ 0297-22-0949	FAX.0297-22-3537
龍ヶ崎	☎ 0297-62-7923	FAX.0297-64-1498
鹿島	☎ 0299-83-8440	FAX.0299-83-8478